

岩手県告示第439号

県営建設工事の請負契約に係る条件付一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年5月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

県営建設工事の請負契約に係る条件付一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する規程の一部を改正する告示
 県営建設工事の請負契約に係る条件付一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する規程（昭和56年岩手県告示第412号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後				
別表（第6条関係）				別表（第6条関係）				
業種	等級別区分	発注標準金額		業種	等級別区分	発注標準金額		
土木工事	[略]			土木工事	[略]			
	A級	沿岸広域振興局	<u>80,000千円以上</u>		A級		<u>60,000千円以上</u>	
		の所管区域において行われる県営建設工事						
		その他の県営建設工事	<u>60,000千円以上</u>					
	B級	沿岸広域振興局	<u>30,000千円以上</u>		B級		<u>25,000千円以上60,000千円未満</u>	
		の所管区域において行われる県営建設工事	<u>80,000千円未満</u>					
	その他の県営建設工事	<u>25,000千円以上</u>						
		<u>60,000千円未満</u>						
C級	沿岸広域振興局	<u>30,000千円未満</u>		C級		<u>25,000千円未満</u>		
	の所管区域において行われる県営建設工事							
	その他の県営建設工事	<u>25,000千円未満</u>						
[略]				[略]				
備考 改正部分は、下線の部分である。								

附 則

この告示は、令和3年6月1日から施行し、この告示による改正後の県営建設工事の請負契約に係る条件付一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する規程の規定は、同日以後に会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第93条の規定による公告又は同規則第104条第2項の規定による通知をする土木工事から適用する。